

## 中能登町広告掲載基準

平成 23 年 5 月 25 日

訓令第 2 号

(趣旨)

第1条 この基準は、中能登町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する広告掲載事業に関する業種、事業者及び掲載の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載対象外の業種又は事業者)

第2条 次の業種又は事業者の広告は、掲載しない。この場合において、広告を掲載中であっても、発覚した場合又は該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (2) ギャンブルに係るもの（宝くじ、競馬等に係るものを除く。）
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 民事再生法（平成11年法律第255号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中のもの
- (6) その他、広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載の基準)

第3条 広告掲載の基準は、次のとおりとする。なお、町は必要に応じ広告内容の修正、削除等を広告主に依頼できるものとする。広告主は正当な理由がない場合は、修正、削除に応じなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。
  - ア 法令等の規定により、製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
  - イ 比較広告に該当するもの（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）
  - ウ 懸賞広告又はクーポン付き広告に該当するもの
  - エ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
  - オ 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
  - カ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
  - キ 事実と異なる内容を含むもの
  - ク 国内世論が大きく分かれているもの
  - ケ 水着姿又は裸体姿等広告内容に無関係で、かつ、表示に必然性がないもの
  - コ 青少年にとって有害であると認められ、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 性的感情を著しく刺激するもの

- (イ) 犯罪を誘発するもの又はその恐れがあるもの
  - (ウ) 粗暴性若しくは残虐性を助長するもの又はそのおそれがあるもの
  - サ 美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
  - シ 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - ス その他広告として掲載することが適当でないと認められるもの
- (2) 前号のほか、消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示又は表現を含む広告は掲載しない。
- ア 競争事業者のものよりも著しく優良もしくは有利であると消費者に誤認される表示
  - イ 射幸心をあおる表示
  - ウ その他消費者に誤認されるおそれのある表示

(対象範囲の特例)

第4条 前条に定めるほか、町の行政目的に支障があるなど等の理由による、広告掲載に関する制限等については、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。